

令和 6 年度青森県銃砲刀剣類登録審査会について

1 青森県銃砲刀剣類登録審査会開催予定一覧

	期 日	会 場	受付時間	住 所
第 1 回	令和 6 年 6 月 3 日(月)	県庁南棟 5 階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島 1 丁目 1 - 1
第 2 回	令和 6 年 8 月 2 0 日(火)	県庁南棟 5 階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島 1 丁目 1 - 1
第 3 回	令和 6 年 1 1 月 2 6 日(火)	県庁南棟 5 階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島 1 丁目 1 - 1
第 4 回	令和 7 年 2 月 1 0 日(月)	県庁南棟 5 階 教育委員会室	10:30～12:00 13:00～15:00	青森市長島 1 丁目 1 - 1

2 手数料

登録申請手数料 1 件当たり 6, 3 0 0 円

登録証再交付手数料 1 件当たり 3, 5 0 0 円

(注) ※ 審査の結果、登録にならない場合も手数料は徴収します。

※ 手数料は青森県収入証紙で納めてもらうので、あらかじめ用意してください。(収入印紙では納入できないので注意してください。)

県証紙は県庁生協(本庁北棟店)でも販売しています。

3 審査対象

- (1) 未登録の古式銃砲及び刀剣類(火縄式銃砲、火打ち石式銃砲、管打ち式銃砲、紙薬包式銃砲、ピン打ち式(かに目式)銃砲、たち、刀、わきざし、あいくち(短刀)、剣、やり、なぎなた)
- (2) 登録済で、その一部に次のような変更が行われた刀剣類
 - ア 在銘であったものを無銘とした
 - イ 無銘のものに銘を入れた
 - ウ 銘を改ざんした
 - エ 寸法を切りつめた
 - オ 彫物を加えた
 - カ 目くぎ穴の数を増減した
- (3) 登録証再交付を希望する古式銃砲及び刀剣類

4 銃砲刀剣類の発見から青森県銃砲刀剣類登録審査会開催の通知まで

次の（１）～（４）の手順により、銃砲刀剣類の登録希望者及び登録証再交付希望者に対して、青森県銃砲刀剣類登録審査会（以下「登録審査会」という。）の通知を行います。

（１）刀剣類等発見届の提出

銃砲刀剣類を発見し、銃砲刀剣類の登録を希望する場合は、最寄りの警察署に刀剣類等発見届を提出してください。

（２）刀剣類等発見届済証の交付

警察署は、発見の状況等を確認の上、刀剣類等発見届済証を交付します。

（３）銃砲刀剣類登録希望者の通知

青森県警察本部は、刀剣類等発見届を提出した者を銃砲刀剣類の登録希望者として、青森県教育委員会に通知します。

（４）登録審査会開催の通知

青森県教育委員会は、銃砲刀剣類の登録希望者及び登録証再交付希望者に対し、登録審査会の開催を通知します。

5 審査手続等

（１）新規登録

銃砲刀剣類の登録を希望し、刀剣類等発見届を提出した者は、登録審査会の登録審査を受けなければいけません。

また、上記の者の代理人が登録審査会の審査を受ける場合は、委任した旨を証する書類を青森県教育委員会に提出しなければいけません。

（２）登録証再交付

青森県教育委員会で登録を受けた銃砲銃砲刀剣類を所持する者は、紛失盗難などによって登録証を失った場合においては、速やかに青森県教育委員会に届け出てその再交付を受けなければいけません。

6 登録審査会当日に持参するもの

（１）新規登録

- ア 刀剣類等発見届を作成した銃砲刀剣類
- イ 登録申請書（事前に必要事項を記入したもの）
- ウ 刀剣類等発見届出済証（警察署が交付したもの）
- エ 委任状（必要な場合のみ）
- オ 青森県収入証紙（１件当たり ６，３００円）

（２）登録証再交付

- ア 登録証再交付を希望する銃砲刀剣類
（※汚損により再交付する場合は所有している登録証をともに持参）
- イ 登録証再交付申請書（事前に必要事項を記入したもの）
- ウ 委任状（必要な場合のみ）
- エ 青森県収入証紙（１件当たり ３，５００円）

問い合わせ

青森県教育庁文化財保護課文化財グループ

〒０３０－８５４０ 青森市長島１丁目１－１

TEL：０１７－７３４－９９２０ FAX：０１７－７３４－８２８０